

東北地方整備局発注者綱紀保持委員会規則

平成17年10月28日
国東整規 第21号

〔平成18年9月1日改正〕
〔平成21年4月1日改正〕

(趣 旨)

第1条 「入札談合の再発防止対策について」(平成17年7月29日国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会)を踏まえ、会計法令、独占禁止法、入札契約適正化法その他の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持を図るため、東北地方整備局に東北地方整備局発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持(以下「発注者綱紀保持」という。)のための規程に関すること
- 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること
- 三 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
- 四 発注者綱紀保持のための規程に反する事例の調査分析に関すること
- 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
- 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項

(委 員)

第3条 委員は、東北地方整備局長(以下「局長」という。)、副局長及び各部長とし、局長を委員長、副局長を副委員長とする。

(外部委員)

第4条 委員会に、外部委員5人以内を置く。

- 2 外部委員は、学識経験のある者のうちから、局長が委嘱する。
- 3 外部委員の任期は2年とする。
- 4 外部委員は、再任されることができる。
- 5 外部委員は、非常勤とする。
- 6 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(定例会議)

第5条 定例会議は、委員長が召集し、原則として毎年度2回開催するものとする。

- 2 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。

3 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

(随時会議)

第6条 随時会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を徴収し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。

3 随時会議は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部適正業務指導官が処理する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

この改正後の規則は、平成18年 9月 1日から施行する。

附 則

この改正後の規則は、平成21年 4月 1日から施行する。